

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三四―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市吉羽二百七十二番五外四十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千五百六十二・二立方メートル